

大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域の変更
(群馬県知事指定)

都市計画法第5条第6項の規定において準用する同法第5条第1項の規定により、大胡都市計画区域、宮城都市計画区域及び粕川都市計画区域を次のとおり変更する。

1. 都市計画区域の名称

前橋勢多都市計画区域

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

「位置及びおおむねの区域は別添位置図・区域図のとおり」

名 称	区 域	面 積
前橋勢多 都市計画区域	群馬県前橋市 大胡町、茂木町、堀越町、横沢町、滝窪町、東金丸町、河原 浜町、樋越町、上大屋町、鼻毛石町の各全域、柏倉町の一部、 市之関町の全域、三夜沢町の一部、苗ヶ島町の一部、馬場町、 大前田町の各全域、粕川町中之沢の一部、粕川町室沢の一部、 粕川町月田、粕川町稲里、粕川町新屋、粕川町込皆戸、粕川 町深津、粕川町女淵、粕川町西田面、粕川町前皆戸、粕川町 上東田面、粕川町下東田面、粕川町一日市、粕川町中、粕川 町膳の各全域 なお、上記土地の区域の地先公有水面を含む。	約 8,493ha

3. 指定しようとする理由

平成16年12月5日に4つの市町村（前橋市、大胡町、宮城村及び粕川村）が合併したが、都市計画区域は、それぞれの旧市町村ごとに4つ存在しています。その中でも前橋都市計画区域以外の大胡・宮城・粕川の各都市計画区域は、区域区分を定めておらず、同様な土地利用がなされていることから、一体的な整備、開発及び保全を図るため、1つの都市計画区域に統合するものです。また、赤城山南麓の自然環境を乱開発から守り、保全を図るため、併せて都市計画区域の変更（拡大）を行うものです。

区域図



前橋勢多都市計画区域
8,493ha

前橋都市計画区域



-  前橋勢多都市計画区域
-  旧都市計画区域(大胡・宮城・粕川)
-  旧準都市計画区域
-  用途地域